

# 令和3年第3回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年3月25日(木)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時42分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	6	小 野 田 憲 司	出席	5	神 田 潔	出席
	7	山 下 幸 一	出席	6	小 林 一 夫	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	7	安 野 和 好	出席
	9	大 山 峰 夫	欠席	8	清 水 清	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席	9	今 泉 志 江	欠席
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	20名
	14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	2名
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者		農政課職員	
事務局	事務局長	嶋崎 徹		局長補佐	佐々木 雅美	
	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎		主任専門員	松本 敏幸	
説明員	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎		農政課	志水 翔希	
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

#### 審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

#### 協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>それでは、定刻となりましたので令和3年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
局長	<p>現在のところ、傍聴人の方はお見えになっておりません。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員12名、推進委員8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>【開会 午前9時00分】</p>
議長	<p>現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。</p> <p>議事録署名委員に小野田委員、山下委員を指名いたします。</p>
<p><u>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u></p>	
議長	<p>日程第1 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の実家で生活しておりますが、子供の成長と共に手狭で不便になったため、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p> <p>番号2、3につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃貸借権を設定し、作業場として一時転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、総合事業を営んでおり、東北自動車道の小久喜橋A1橋台の耐震補強工事に伴い、一時的に作業場を確保するために申請がなされたものです。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内の農地と判断されますが、仮設工事用地は農地法施行令の不許可の例外に該当するため一時転用可能となります。</p>

	<p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号4につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃貸借権を設定し、作業場兼資材置場として一時転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、総合事業を営んでおり、東北自動車道の小久喜橋 A2 橋台の耐震補強工事に伴い、一時的に作業場兼資材置場を確保するために申請がなされたものです。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内の農地と判断されますが、仮設工事用地は農地法施行令の不許可の例外に該当するため、一時転用可能となります。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	説明が終了しました。番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	<p>議案第6号番号1について、3月23日に現地確認をいたしました。転用理由については、事務局説明のとおりとなります。現地案内図の1ページを参照ください。</p> <p>申請地は10ha以上の一団の農地とは認められませんでした。申請地周辺は市街化が進んでいる地域であり、現在農地として利用されており、違反等もありません。</p> <p>したがって、今回の案件の転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号2から4の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第6号番号2から4について、3月19日に現地確認をいたしました。現地案内図の2～3ページを参照ください。</p> <p>申請地の周辺は市街化が進んでいる地域であり、10ha以上の一団の農地とは認められませんでした。現在農地として管理されております。</p> <p>転用理由である、橋脚の耐震補強については、高速道路の通常運転の重要性から、必要な工事であると考えられます。したがって、今回の案件の一時転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質議なしという声あり]</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>

議長	異議なしと認めます。よって議案第6号については、原案のとおり決定します。
議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について	
議長	日程第2 議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。
農政課	<p>議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見につきまして、御説明いたします。</p> <p>まず、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」について説明します。</p> <p>この「基本構想」は、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」の内容に即し、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるものでございます。</p> <p>当市の農業を将来に渡り持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手を育成することが重要であることから、将来育成すべき農業経営の目標設定や、その実現に向けての措置などを定めた「基本構想」を策定しております。</p> <p>当市では、平成6年に「基本構想」の策定を行い、平成22年、平成26年に見直しによる改正を行っております。</p> <p>今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正を受けて、埼玉県から「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を変更した旨の通知がありました。</p> <p>それに伴い、埼玉県から各市町村に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更を行うよう指示がありましたことから、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、今回の法改正の内容に即した形に変更をさせていただくものです。</p> <p>続きまして、今回の変更内容について説明させていただきます。</p> <p>皆様には、今回の変更内容が記載された「市基本構想変更内容対照表」を事前に配布させていただいております。</p> <p>本議案については、こちらの「対照表」に基づき説明させていただきます。</p> <p>お手元にある「市基本構想変更内容対照表」の4ページをご覧ください。</p> <p>営農されている作目に野菜を追加しております。これは近年、当市に大規模に営農する農業生産法人が参入しており、市内に本社を置く2社がいずれもネギを作付していることから、ネギの作付面積が拡大していることにかんがみ、野菜を追加したものです。</p> <p>続きまして、5ページをご覧ください。</p> <p>農業者ひとり当たりの耕地面積の平均を示す平均耕地面積につきましては、平成26年現在では約127アールでございましたが、令和3年現在では約85アールに減少していることから、数値を修正するものです。これは、農地の相続にあたり複数の相続人が新たに農地所有者となり、農地所有者の数が増えていることが主な理由であると推測されます。</p>

	<p>次に8ページをご覧ください。</p> <p>集落営農組織の法人化についての記載を削除しております。これは、太田新井の集落営農組織から今後の経営方針を確認したところ、法人化の予定がなくなった旨を聴取し、削除したものです。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。</p> <p>埼玉県農業経営基盤強化促進基本方針において新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標が年間280人から330人に引き上げられたことに伴い、当市の目標も年間6人から7人へ引き上げたものです。</p> <p>その他の変更点につきましては、農地利用集積円滑化団体が中間管理事業に統合されたことに伴い、項目や内容を削除したものや、他法令による文言の変更、条文ずれ等の修正を行ったものです。</p> <p>以上が、当市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についての説明となります。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>まず、一つ目は今回の文書の位置付け（条例及び規則や告示等）は。</p> <p>二つ目は、資料7ページの5行目の「地域農業集団6団体」とはどういう団体か。</p> <p>三つ目は、資料1ページにある変更月が「令和3年7月」であるのに対し、資料29ページの施行日が「令和3年4月1日」からとなっているが、その理由は。</p> <p>四つ目は、市民や農業者への周知予定と周知方法については。</p>
農政課	<p>一点目に関しましては、条例や規則として制定されるものではなく、あくまでも白岡の今後の農業経営に係る考え方や運用方針として活用されるものとなります。</p> <p>二点目に関しましては、白岡市梨出荷連合会、南埼玉農協そさい部会、白岡市転作作物研究会、白岡市大豆加工部会、白岡市農業会議所、白岡市有機農業研究会の6団体となります。</p> <p>三点目に関しましては、資料29ページの施行日は、設定誤りでした。正しくは、「令和3年7月1日」となります。</p> <p>四点目に関しましては、ホームページ等での公開は予定しておりますが、それ以外の周知方法等については、今後検討してまいりたいと思います。</p>
議長	<p>ほかに、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[意見等なしという声あり]</p>
議長	<p>お諮りします。本案につきましては、御意見を踏まえまして、原案に対して修正意見を付して市へ回答することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり決定します。以上をもちまして、議案第6号から第7号に係る議事を終了いたします。</p>

協議報告事項1 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分

議長 協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について でございますが、今回報告は8件でございます。  
総会資料の5から6ページ目を御覧願います。

番号1及び8につきましては、分譲住宅敷のための転用です。  
番号2につきましては、駐車場敷のための転用です。  
番号3から7につきましては、住宅敷のための転用です。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。

協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 続きまして、協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。

事務局 協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は1件でございます。  
総会資料の7ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、令和3年3月11日に届出のあったものです。  
解約の理由としては、両者の合意により貸し借りをやめたい旨の申出があったものです。

議長 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員 今回は周辺農家との折り合いが上手くいかずに解約になったと聞いているが、そのようなケースを他にも事務局で把握しているものはあるか。

農政課 ○○さんが農地をうなった際に、道路に土が残っていることやそういった場合の匂いがある等の報告はありました。

委員 これは希望なのですが、作業農地周辺住民の日常生活を脅かさない程度の配慮をいただければと思います。

議長 私も別の業者と貸借の折衝を行っているところですが、なるべく地域の委員さんが間に入ってコミュニケーションをとっていただき、耕作する上での地域への配慮等の助言をすることは大事だと思います。

<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>今回の解約は借主と貸主どちらからの申出によるものでしょうか。また、解約の詳細な理由について教えてください。</p> <p>申出は貸主からとなります。</p> <p>申出の理由としては、耕作中に周辺住民から様々な苦言や不満がたくさん寄せられたこともあり、その場所で耕作するのが難しくなったためとのこと。</p>
<p><u>協議報告事項3 その他</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>○農業委員会活動記録簿の提出及び新年度分の配布について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。</li> <li>・新年度分である2021年版の活動記録簿（緑色）を配布いたしますので、4月以降の活動内容はそちらに記入をお願いいたします。</li> </ul> <p>※4月の総会では2021年3月分の内容を確認させていただきますので、来月の総会には黄色の活動記録簿をお持ちいただきますよう、よろしくをお願いします。</p> <p>○農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お配りしている資料をご覧ください。</li> <li>・農業委員会等に関する法律第7条で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定める旨、努力目標として規定されております。また、策定・変更に当たっては農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない旨も規定されているところでございます。</li> <li>・白岡市におきましては、平成29年の10月に策定しているところですが、見直しの時期が来ておりますので、委員の皆様のご意見をいただき見直しを実施したいと考えております。</li> <li>・事務局側で案を作成しましたので、ご確認いただきまして、御意見等ございましたら、来月の総会時までには別添「農地等の利用の最適化の推進に関する指針に対する意見」をご提出いただきますよう、よろしく願います。</li> <li>・案につきましては、前回の策定時に定めた数値目標について、見直しを行っております。見直しを行った部分は赤色の部分となっております。現行の指針も添付しておりますので、参考としてください。</li> <li>・スケジュールとしましては、来月の総会時に意見を提出いただいたのち、意見をもとに修正を行ったうえで、5月の総会時に議案として提出しまして、議決をいただく予定でございます。よろしくをお願いします。</li> </ul> <p>○来月の農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月 6日（火） 篠津地区推進委員</li> <li>・4月20日（火） 荒井委員・大山地区推進委員</li> </ul>

	<p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p> <p>また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>※上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>○来月の総会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月23日（金）午前9時</li> </ul> <p>※新型コロナウイルスの影響により、開催方法等については改めてご連絡させていただきます。</p> <p>※議事録署名委員の小野田委員、山下委員（欠席の場合は、吉田委員、大山委員）の両委員は来月印鑑をお願いします。</p> <p>○篠津北東部の農地所有者に対する通知の送付について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 篠津北東部の不耕作農地については議会におきましても一般質問がなされているところでございますが、この度、篠津北東部の一部、具体的には南の西側につきまして、現地確認を行い、管理が行われていない農地の所有者に対しまして、3月〇日に適正管理をお願いする通知を送付しましたので、報告いたします。</li> </ul>
局長	<p>今回の通知については、議会の質問にも適正管理の問題がありましたが、基本的には地権者に適正な管理を行っていただく必要があるものとして、通知を送付したものといたします。</p> <p>今後は、その反応等によって対応を講じて参りたいと思います。</p> <p>また、以前総会でも情報提供させていただいた件に付随する話として、株式会社サラダボウルとの篠津北東部地区遊休農地解消に向けた取組に関する連携協定について、3月19日付けで締結いたしました。</p> <p>今後も遊休農地の解消に向けて市とサラダボウルの協力関係が結ばれたものとなります。</p>
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p>他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時42分】</p>